

出雲市子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要項

1 目的

出雲市では、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に対し、訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする「出雲市子育て世帯訪問支援事業」を実施する。

この募集は、当該事業において出雲市からの依頼に基づき、訪問支援員を派遣する委託事業者を選定するために行うものである。

2 業務名

出雲市子育て世帯訪問支援事業実施業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 支援対象者

出雲市内に住所又は居所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童を監護させることが不適当であると認められる保護者及びこれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びこれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的を鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（ヤングケアラー等）

5 業務内容

「出雲市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託仕様書」のとおり

6 委託料

委託料は、1回の派遣につき、1時間当たりの金額に利用時間を乗じた額とする。なお、当該利用時間に30分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じる場合は0.5時間として、訪問支援費の2分の1に相当する額を委託料として算出する。

なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。

(1) 訪問支援費

1時間当たり 3,000円

(2) 事務費・管理費

1世帯当たり 月額 4,700円（ただし、月に1件以上の利用がある月のみ）

(3) キャンセル料

支援対象者から支援開始時刻までに連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や支援対象者世帯からの応答がない場合、訪問支援員がキャンセル理由や世帯状況の聴取、住環境の観察等を行い、発注者へ報告する。

1回当たり 1,500円

7 応募資格

応募資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者
- (2) 介護保険法第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- (3) 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業所

8 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本募集に応募することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。
- (2) 代表者及び役員等が、次の項目に該当していないこと。
 - ・破壊活動防止法に規定する破壊的団体及びその役職員又はその構成員
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役職員又はその構成員

9 応募方法

本業務の委託者として契約を締結することを希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、出雲市による審査を受けなければならない。

(1) 提出書類（各1部）

① 事業者登録申請書（様式1）

- ② 事業者概要（様式2）
 - ③ 誓約書（様式3）
 - ④ 指定通知書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）
 - ⑤ 契約書の写し等実績があるとわかる書類（家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績のある事業所の場合）
- (2) 提出方法

直接持参により提出する。※随時受付

10 審査方法及び契約手続き

提出された関係書類に基づき審査を行い、基準を満たす事業者に委託契約の手続きを案内する。

なお、基準に満たない事業者へは、その旨連絡することとする。

11 その他

- (1) 応募関係書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (2) 応募に要する全ての費用は、当該応募者の負担とします。

12 お問い合わせ、書類等の提出先

担当：出雲市 子ども未来部 子ども政策課 子ども家庭相談室

住所：〒693-8530 出雲市今市町70番地

TEL：(0853) 21-6604

FAX：(0853) 21-6413

E-mail：soudan@city.izumo.shimane.jp